

随意契約理由書

件名	ポートアイランドスポーツセンター中央監視端末伝送装置他更新工事	
契約の相手方	アズビル株式会社	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当	
随意契約の理由	<p>ポートアイランドスポーツセンターの自動制御設備は、中央監視室に設置されている中央監視装置と、水泳プール、アイススケートリンク、スプリンクラー、空調、及び熱源等の各設備の自動制御システムに設置されているデジタルコントロールユニットと温度センサーやダンパー等の自動制御機器で構成されている。</p> <p>本工事は、自動制御設備のうち経年劣化した、デジタルコントロールユニット、及び温度センサーの一部の機器更新を行う。</p> <p>この自動制御設備は、中央監視の指令をもとにセンサー等による情報を更新対象のデジタルコントロールユニットで処理し、設備機器の発停や温度設定、流量制御など運転管理を総合的に行うものであり、その情報伝達には、既設メーカー独自の通信方式が採用されているため、中央監視装置とデジタルコントロールユニット等は、同一メーカー機器で無ければ機能しない。また、システムの性能保証面からも同一メーカーである必要がある。</p> <p>従って、自動制御設備の部分的な機器更新を行う本工事では、当該自動制御設備の既設メーカーである上記請負人と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建築住宅局 設備課 機械係	(電話番号595-6602)